

京都市被災者住宅再建等支援金について（平成31年3月発行）

京都市では、以下の災害により、被災した住宅の再建等に要する経費への支援を実施しています。

対象災害

- ①大阪府北部を震源とする地震（平成30年6月18日）、
- ②平成30年7月豪雨（同年7月5日～8日）、③台風第12号（同年7月28日～29日）、
- ④台風第20号（同年8月23日～24日）、⑤台風第21号（同年9月4日）、
- ⑥台風第24号（同年9月30日）

※ 今後、他の災害で本制度を適用する場合は、市ホームページ（京都市情報館）等でお知らせします。

1 対象となる世帯（次の全ての要件を満たす世帯が対象となります。）

- (1) 対象災害発生時において市内に主たる住宅として居住し、かつ、災害証明書において、全壊、半壊、一部損壊、床上浸水の被害認定^(※)を受けた世帯

(※) 一部損壊の場合は、一時的に居住することができない程度の被害として認められることが必要です（下表は被害の具体例）。

対象となる場合	住宅本体の壁に穴が開いて屋内に風雨が吹き込んだり、瓦の飛散、屋根の損壊等により住宅本体の屋内に雨漏りが生じている など
対象外となる場合	・床下浸水し、泥が床下に溜まった（床板をめくり泥を排除、清掃した） ・ベランダ（テラス等の類似するものを含む。）、物干し場、ガレージ、物置、塀、門、アンテナなど、住宅の屋外部分が損壊している など

- (2) 市内で住宅を建替、購入、補修、賃借して引き続き居住しようとする世帯

本制度は被災による住宅の再建等に伴い1回限り支援するもので、異なる災害ごとの重複支給は行いません（支援を受けて再建完了後、新たに被災した場合は除きます。）。

2 支援金の種類と対象経費

支援金の種類	基礎支援金 ^(※1)	加算支援金 ^(※2)	利子補給金
支援対象となる経費	ハウスクリーニング、家具や家電等の家財の修理又は買換え等に要する経費	被災した住宅の再建経費（建替、購入、補修、賃借）、解体経費等 ^(※3)	被災住宅の建替等の支出において、特定の融資を利用した場合の返済に要する経費 ^(※4)

(※1) 基礎支援金は、借家の方も申請できます。

(※2) 加算支援金は、被災した住宅が申請者本人名義又は申請者の一親等内の親族名義による所有で、かつ、申請者本人が費用を負担した場合が支援対象です。借家の方は原則対象外です。**補修費は、住宅本体の屋根、外壁等の補修工事費（工業者に発注せず自ら補修した場合は、材料費のみ）が対象です。ベランダ（テラス等の類似するものを含む。）、物干し場、ガレージ、物置、塀、門、アンテナなどの屋外設備の補修経費は対象外です。**

(※3) 土地取得費は除きます。また、住宅の再建に必要と客観的に認められる経費が含まれる場合のみ対象となります（解体・撤去・整地のみの場合は、対象とならない場合があります。）。

(※4) 被災住宅の建替等の支出において、独立行政法人 住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資」を利用した場合の返済（当該融資の貸付の実行日から5年以内で、当該融資の利息の支払に係る期間に行われたものに限り）に要する経費が支援対象となります。なお、支援金額は、当該融資の利息に相当する額です。

裏面に続きます

3 支援金額

支援金の種類	基礎支援金	加算支援金
支援金額	5万円(定額)	支援対象となる経費の額 × 1/3 (これにより得た額が次の各号に掲げる場合は、それぞれに定める額) ^(※1) (1) 被害区分に応じた加算支援金(上限額。下表)を超える場合 ⇒ 当該上限額 (2) 45万円未満 ^(※2) の場合 ア 支援対象となる経費が45万円 ^(※2) 以上の場合 ⇒ 45万円 ^(※2) イ 支援対象となる経費が45万円 ^(※2) 未満の場合 ⇒ 支援対象となる経費の額

(※1) 被災者生活再建支援法(国制度)に基づく支援金の交付を受けた場合は、経費に3分の1を乗じて得た額から当該支援金の額を控除し、本市支援金の額を算出します。

(※2) 再建内容が「賃借(公営住宅除く)」の場合は、45万円を20万円に読み替えます。

【加算支援金の上限額】

被害区分	被災住宅の再建内容	加算支援金(上限額)
全壊	建替・購入	295万円
	補修	195万円
	賃借(公営住宅除く)	145万円
大規模半壊	建替・購入	245万円
	補修	145万円
	賃借(公営住宅除く)	95万円
半壊	建替・購入・補修	145万円
一部損壊・床上浸水	建替・購入・補修	45万円

○ 京都市が実施している「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援補助金」の交付を受けた場合は、支援対象となる経費から当該交付額を控除したうえで、本支援金を算出します。

○ 国制度と同様、自然災害に対する任意保険の適用の有無に関わらず、本制度の申請は可能です。

4 申請について

○ 申請に必要な書類及び手続の詳細は、「交付申請手続きについて」を御確認ください。

○ 申請期限は支援金の種類と対象災害によって異なります(下表)。期限後の申請は受け付けられませんので、御注意ください(当日消印有効)。

支援金の種類	基礎支援金	加算支援金	利子補給金
申請期限	2019年 7月31日【大阪北部地震】 8月30日【7月豪雨、台風第12号】 9月30日【台風第20号】 10月31日【台風第21号、第24号】	2021年 7月30日【大阪北部地震】 8月31日【7月豪雨、台風第12号】 9月30日【台風第20号】 10月29日【台風第21号、第24号】	＊利子補給金の申請期限は、融資の実行日によって異なります。詳しくはお問い合わせください。

※ 申請書等は、市ホームページ(京都市情報館)でダウンロードできます。また、区役所・支所でも配布しています。(アドレス) <http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000242883.html>

5 お問い合わせ先

(1) 制度一般・申請手続きに関するお問い合わせ

京都いつでもコール 年中無休 8時～21時

電話：075-661-3755 FAX：075-661-5855

(2) その他のお問い合わせ

被災者住宅再建等支援金担当(京都市役所保健福祉局保健福祉総務課)

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話：075-222-3360 FAX：075-222-3386

この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ!

